**放射線関係**

届　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 根拠法令等 | 様式番号 | ﾍﾟｰｼﾞ |
| 診療用エックス線装置備付届 | 法１５－３ | 則２４の２ | 放　様式１ | １ |
| 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届 | 法１５－３ | 則２５ | 放　様式２ | ５ |
| 診療用粒子線照射装置備付届 | 法１５－３ | 則２５の２ | 放　様式３ | ８ |
| 診療用放射線照射装置備付届 | 法１５－３ | 則２６ | 放　様式４ | １１ |
| 診療用放射線照射器具備付届 | 法１５－３ | 則２７ | 放　様式５ | １５ |
| 放射性同位元素装備診療機器備付届 | 法１５－３ | 則２７の２ | 放　様式６ | １９ |
| 診療用放射性同位元素備付届 | 法１５－３ | 則２８ | 放　様式７ | ２１ |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届 | 法１５－３ | 則２８ | 放　様式８ | ３０ |
| 診療用放射線照射器具翌年使用届 | 法１５－３ | 則２７－３ | 放　様式９ | ４０ |
| 診療用放射性同位元素翌年使用届 | 法１５－３ | 則２８－２ | 放　様式10 | ４１ |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届 | 法１５－３ | 則２８－２ | 放　様式11 | ４２ |
| 廃止届 | 法１５－３ | 則２４則２９ | 放　様式12 | ４３ |
| 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後措置届 | 法１５－３ | 則２９－３則３０の２４ | 放　様式13 | ４４ |
| 変更届 | 法１５－３ | 則２４則２９ | 放　様式14 | ４５ |
| ※　特別措置病室を設置する場合 |  |  | ４６ |

※ 法・令・則：医療法・施行令・施行規則

放　様式１

**診療用エックス線装置備付届**

令和　 　年 　　月　 　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　 　　　　　管理者名

 医療法第１５条第３項の規定により備えた診療用エックス線装置を次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
|  　備付年月日 |  令和　　 年 　　月 　　日 |  台　数 |  台 |

|  |  |
| --- | --- |
| 放射線診療従事者の被ばく測定器の名称 |  ガラスバッチ（胸腹部用、頭頸部 用）・ガラスリング 有 ポケット線量計 無 ＴＬＤ その他（　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線量測定線量計 　(当該装置の放射線量の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

【添付書類】添付されている書類について、□をチェックすること。

□　1.病院又は診療所の全体図面

□　2.管理区域隣接部の平面図(上下階を含む)

※管理区域及び標識の位置を明示すること。

□　3.エックス線診療室詳細図(平面図、立面図)

　　※エックス線診療室の標識、使用中の表示、注意事項の掲示する位置を明示すること。

□　4.遮蔽計算書

※管理区域、敷地の境界、使用室等

□　5.管理区域及びエックス線診療室外側の実効線量当量率又は実効線量当量

□　6.放射線障害の防止に関する病院内機構（責任者氏名を含む）

□　7.事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網

□　8.使用測定器の校正証明書（写し）

注）「エックス線装置」の届出は、個々のエックス線装置毎の届出ではなく、病院（診療所）として、

エックス線装置全体を届出るものであって、個々の装置の追加、更新等は、変更届として届出ること。

|  |
| --- |
|  エックス線装置の製作者名及び型式 |
|  診療室名 |  製作者名 |  型　　式 |  定格出力 |  用　　途 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※エックス線装置全体の概略が分かるように記入すること。なお、個々の装置の追加、変更があった場合についても、装置全体を記入すること。

※エックス線診療室内に複数のエックス線装置を備え付けた場合、装置毎に届出が必要である。なお、この場合エックス線装置の使用条件等を具体的に記載し、２台以上の装置から患者に同時照射できないようにする装置を設けること。

|  |
| --- |
| 放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴 |
|  職　　　　　種 |  氏　　　名　　(生年月日) |  経　　　　　　　　　　　　歴 |
|  |  |  |

注）　経歴の欄は、放射線診療に従事するすべての医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師について免許の種類、免許取得年月日、免許証の番号を記入すること。

　（第１種放射線取扱主任者、放射線管理士等を取得している場合はその旨を記載すること）

|  |
| --- |
|  診療用エックス線装置に関する事項 |
|  　製作者名 |  |
| 型式（高電圧発生装置型名） |  　 　(平成　　年　　月製造) |
|  定格出力 |  整流方式 　□単相全波 　□三相全波 　□ｲﾝﾊﾞｰﾀ |  　連　続 ｋＶ ｍＡ 短時間 ｋＶ ｍＡ Ｓｅｃ |
|  　蓄　電　式 |  ｋＶ μＦ |
| エックス線装置の管球数 | 管球 |
|  用　　　　　途 | □直接撮影□断層撮影□ＣＴ□胸部集検用間接撮影□口腔内撮影用□歯科用ﾊﾟﾉﾗﾏ□骨塩定量分析□透視用□治療用□輸血用血液照射□乳房撮影□位置決め用□その他（　　　　　　　　　　　　）□移動用（直接、透視） |
| 医薬品医療機器等法による承認番号 |  |

|  |
| --- |
|  エックス線診療室のエックス線障害防止に関する構造設備の概要 |
| エックス線診療室の名称 |  |  診療室の標識 |  有　　無 |
| 診療室の防護の概要 |  |  構　　造 |  材料 |  厚　　　　さ |
| 天　井 |  |  ｺﾝｸﾘｰﾄ･その他( ) |  cm 　　 mmpb |
| 床 |  |  ｺﾝｸﾘｰﾄ･その他( ) |  cm 　　 mmpb |
| 周囲の画壁等 | 東 |  |  ｺﾝｸﾘｰﾄ･その他( ) | 　　 cm 　　 mmpb |
| 西 |  |  ｺﾝｸﾘｰﾄ･その他( ) |  cm 　　 mmpb |
| 南 |  |  ｺﾝｸﾘｰﾄ･その他( ) |  cm 　　 mmpb |
| 北 |  |  ｺﾝｸﾘｰﾄ･その他( ) |  cm 　　 mmpb |
| 監視用窓 |  |  鉛ｶﾞﾗｽ･その他(　　　　 ) |  cm 　　 mmpb |
| 出入り口の扉 |  |  |  cm 　　 mmpb |
| その他の開口部 |  |  |  cm 　　 mmpb |
|  　使用中の表示 |  有 ・　　　　無 |
|  　画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 |  有 ・　　　　無 |
|  操作室の有無 |  有　・　無 |  ※操作する場所は撮影室と画壁等で区分が必要 |
|  操作場所をエックス線診療室に設ける場合（該当する使用事項があればチェックすること） 理由 　□　乳房撮影又は近接透視撮影等で患者の近傍で撮影 　□　使用時において1m離れた場所における線量が6μSv/h以下となる構造の骨塩分析用装置 　□　使用時において機械表面の線量が6μSv/h以下となる構造の輸血用血液照射装置 □　組織内照射治療を行う場合 　□　歯科用デンタルで１週間につき1000mA/秒以下で撮影 防護措置の概要 |

|  |
| --- |
| エックス線診療室のエックス線障害防止に関する予防措置の概要 |
|  使用時間の記帳の必要 | 有 ・　　　　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 |  患　　　　者　　　　用 | 有 ・　　　　無 |
|  従事者用 | 有 ・　　　　無 |
|  管 理 区 域 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 管理区域の標識 | 有 ・　　　　無 |
| 立入制限措置 | 有　　　 　・　　　　無 |
| 敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250 μSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 放射線障害が発生するおそれのある場所の測定 | 有 ・　　　　無 |
|  従事者の被ばく防止用器具 |  防護エプロン 有 その他 無 |
|
|
|
|
|
|
|  個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  使用の場所の制限（該当する使用事項があればチェックすること）□　エックス線診療室で診療用放射線照射装置、照射器具の使用エックス線診療室以外で使用する場合□　特別の理由により移動して使用□　在宅医療においてエックス装置を使用□　診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置又は診療用放射線照射装置による体外照射の部位を決定するための使用□　診療用放射線照射装置又は照射器具を患者の体内に挿入すべき部位を決定するための使用□　診療用放射性同位元素を投与した患者の画像診断の精度向上のため、核医学撮像装置の吸収補正用として使用□　診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのためのＣＴ装置□　移動用ＣＴを手術室で使用□　移動型透視用エックス線装置の使用（使用用途にチェックすること）□　術中、術後に手術室で使用□　ＣＴアンギオグラフィーで使用□　診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置又は診療用放射線器具による治療の位置決定 移動型エックス線装置、携帯型エックス線装置又は移動型透視用エックス線装置を備えた場合のエックス線装置保管場所 　・保管場所（　　　　　　　 　　　　　） 　・保管場所の施錠（　有　　・　　無　） エックス線装置をエックス線診療室以外の場所で使用する場合の適切な防護の方法 ・防護措置の概要 |
|
|
|
|

放　様式２

**診療用高エネルギー放射線発生装置備付届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　 　　　　　管理者名

　医療法第１５条第３項の規定により備えようとする診療用高エネルギー発生装置について次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX （　　） |
| 予定使用開始年月日 | 令和　　 年 　　月 　　日 | 台　数 | 台 |

|  |  |
| --- | --- |
|  　放射線診療従事者の被ばく測定器の名称 |  ガラスバッチ（胸腹部用、頭頸部 用）・ガラスリング 有 ポケット線量計 無 ＴＬＤ その他（　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線量測定線量計 　(当該装置の放射線量の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線測定器又は用具(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

【添付書類】添付されている書類について、□をチェックすること。

□　1.病院又は診療所の全体図面

□　2.管理区域隣接部の平面図(上下階を含む)　※管理区域及び標識の位置を明示すること。

□　3.使用室詳細図(平面図、立面図)

　　　※使用室の標識、使用中の表示、注意事項の掲示する位置を明示すること。

□　4.遮蔽計算書　※管理区域、敷地の境界、使用室等

□　5.原子力規制委員会への許可申請書(写し)及び放射線障害予防規程

□　6.電波法に基づく高周波利用設備許可申請書(写し)

□　7.手術室で当該発生装置を使用する場合、その管理体制を明確にする組織図を添付すること。

□　8.放射線障害の防止に関する病院内機構（責任者氏名を含む）

□　9.事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網

□ 10.使用測定器の校正証明書（写し）

|  |
| --- |
|  放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴 |
| 職　　　　　種 | 氏　　　名　　(生年月日) | 経　　　　　　　　　　　　歴 |
|  |  |  |

注）　経歴の欄は、放射線診療に従事するすべての医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師について免許の種類、免許取得年月日、免許証の番号を記入すること。

　　（第１種放射線取扱主任者、放射線管理士を取得している場合はその旨を記載すること）

|  |
| --- |
| 診療用高エネルギー放射線発生装置に関する事項 |
|  　製作者名 |  |
| 型式（高電圧発生装置型名） |  　 　(平成　　年　　月製造) |
|  　定格出力 |  電　子　線 |  　最大エネルギー 　　　　　　　　　　　　　Mev |
|  エックス線 |  　最大エネルギー 　　　　　　　　　　　　　Mev |
|  使用形態 |  　　　 固定型　　　　・　　　　移動型 |
|  使用室出入口開放時の発生回路 開放位保持自動装置(インター ロック) |  有　　　　・　　　　無 |
| 医薬品医療機器等法による承認番号 |  |

|  |
| --- |
|  診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の構造設備に関する事項 |
|  　 画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 |  有 ・　　　　無 |
|  　　人が常時出入りする出入り口の数 |  　箇所 |
|  　　放射線発生時の自動表示装置 |  有 ・　　　　無 |
|  　　使用室の標識 |  有 ・　　　　無 |

|  |
| --- |
| 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害防止に関する事項 |
|  　　使用時間の記帳の必要 | 有 ・　　　　無 |
|  　放射線障害の防 　止に必要な注意 　事項の掲示 |  　　患　　　　者　　　　用 | 有 ・　　　　無 |
|  　　従事者用 | 有 ・　　　　無 |
|  管 理 区 域 | 管理区域を設ける場所 |  別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 管理区域の標識 | 有 ・　　　　無 |
| 立入制限措置 | 有　　　 　・　　　　無 |
|  敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250μ Sv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
|  入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効 線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室において防止法の許可を受けた放射化物保管設備又は放射化物のみを保管廃棄する保管廃棄設備を設置 | 有 ・　　　　無 |
| 医療法施行規則第30条の14（使用場所の制限）診療用高エネルギー放射線発生装置を診療用高エネルギー放射線発生装置使用室以外の場所で使用する場合は、その業務内容及び適切な防護の方法を具体的に記入すること。【注意事項】当該放射線発生装置を使用する際、当該手術室に管理区域を設けて、第30条の16に定める管理区域の基準が満たされていること。当該手術室における当該装置の取り扱い及び管理等に関し、管理責任者を選任すること。当該発生装置の電源の形状の特定化を行う等により、当該手術室でのみ電源の供給ができる構造のものとすること。使用の場所の制限（該当する使用事項があればチェックすること） ・業務内容 □特別な理由により手術室に移動して使用 ・防護措置の概要放射化物保管設備又は放射化物のみを保管廃棄する保管廃棄設備を設置する場合は、防護措置の概要を含めた障防法の許可書の写し等を添付すること。 |

放　様式３

**診療用粒子線照射装置備付届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　 　　　　　　管理者名

　医療法第１５条第３項の規定により備えようとする診療用粒子線照射装置について次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX （　　） |
|  　予定使用開始年月日 |  令和　　 年 　　月 　　日 |  台　数 |  台 |

|  |  |
| --- | --- |
|  　放射線診療従事者の被ばく測定器の名称 |  ガラスバッチ（胸腹部用、頭頸部 用）・ガラスリング 有 ポケット線量計 無 ＴＬＤ その他（　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線量測定線量計 　(当該装置の放射線量の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線測定器又は用具(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

【添付書類】添付されている書類について、□をチェックすること。

□　1.病院又は診療所の全体図面

□　2.管理区域隣接部の平面図(上下階を含む)　※管理区域及び標識の位置を明示すること。

□　3.使用室詳細図(平面図、立面図)

　　　※使用室の標識、使用中の表示、注意事項の掲示する位置を明示すること。

□　4.遮蔽計算書　※管理区域、敷地の境界、使用室等

□　5.原子力規制委員会への許可申請書(写し)及び放射線障害予防規程

□　6.放射線障害の防止に関する病院内機構（責任者氏名を含む）

□　7.事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網

□　8.使用測定器の校正証明書（写し）

|  |
| --- |
|  放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴 |
|  　職　　　　　種 |  　氏　　　名　　(生年月日) |  　　経　　　　　　　　　　　　歴 |
|  |  |  |

注）　経歴の欄は、放射線診療に従事するすべての医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師について免許の種類、免許取得年月日、免許証の番号を記入すること。

　　（第１種放射線取扱主任者、放射線管理士を取得している場合はその旨を記載すること）

|  |
| --- |
|  診療用粒子線照射装置に関する事項 |
|  　製作者名 | 　 |
| 型式（高電圧発生装置型名） |  　 　(平成　　年　　月製造) |
|  定 　格 　出 　力 |  　　　  |
|  粒 子 線 の 種 類 |  陽子線 ・ 重イオン線（炭素イオン線、　　　　　　　） 　　　  |
|  使用室出入口開放時の発生回路 開放位保持自動装置(インター ロック) | 有　　　　・　　　　無 |
| 利用線錐以外の放射線量が、利用線錐の放射線量の千分の１以下にする遮蔽 | 有　　　　・　　　　無 |

|  |
| --- |
| 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  　 画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 |  有 ・　　　　無 |
|  　　人が常時出入りする出入り口の数 |  　箇所 |
|  　　放射線発生時の自動表示装置 |  有 ・　　　　無 |
|  　　使用室の標識 |  有 ・　　　　無 |

|  |
| --- |
| 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害防止に関する予防措置の概要 |
|  　　使用時間の記帳の必要 | 有 ・　　　　無 |
|  　放射線障害の防 　止に必要な注意 　事項の掲示 |  　　患　　　　者　　　　用 | 有 ・　　　　無 |
|  　　従事者用 | 有 ・　　　　無 |
|  管 理 区 域 |  管理区域を設ける場所 |  別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
|  管理区域の標識 | 有 ・　　　　無 |
|  立入制限措置 | 有　　　 　・　　　　無 |
| 敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
|   |

放　様式４

**診療用放射線照射装置備付届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　 　　　　　　管理者名

　医療法第１５条第３項の規定により備えようとする診療用放射線照射装置について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　病　 　院 　 又　は 　診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX (　　) |
|  予定使用開始年月日 |  令和　　 年 　　月 　　日 |  個　数 |  個 |

|  |  |
| --- | --- |
|  　放射線診療従事者の被ばく測定器の名称 |  ガラスバッチ（胸腹部用、頭部頚 部用）・ガラスリング 有 ポケット線量計 無 ＴＬＤ その他（　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線量測定線量計 　(当該装置の放射線量の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

【添付書類】添付されている書類について、□をチェックすること。

□　1.病院・診療所の全体図

□　2.管理区域隣接部の平面図（上下階を含む）及び詳細図

　　　　管理区域の標識の位置を明示すること。

　　　　使用室・貯蔵室等の標識、使用中の表示、注意事項の掲示する位置を明示すること。

□　3.遮蔽計算書

　　　　管理区域、敷地の境界、入院患者の防護、貯蔵施設、貯蔵容器、貯蔵箱、運搬容器、

　　　 治療病室等の遮蔽計算（不必要なものは除く）

□　4.原子力規制委員会への許可申請書（写し）及び放射線障害予防規程

□　5.放射線障害の防止に関する病院内機構（責任者氏名を含む）及び放射線障害防止の院内規定

□　6.事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網

□　7.ＲＩの入手、使用、廃棄にかかる帳簿の様式

□　8.使用測定器の校正証明書（写し）

|  |
| --- |
|  放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴 |
|  　職　　　　　種 |  　氏　　　名　　(生年月日) |  　　経　　　　　　　　　　　　歴 |
|  |  |  |

注）　経歴の欄は、放射線診療に従事するすべての医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師について免許の種類、取得年月日、免許証の番号を記入する。

（第１種放射線取扱主任者、放射線管理士を取得している場合はその旨を記載すること）

|  |
| --- |
|  診療用放射線照射装置に関する事項 |
|  使用用途又は使用形態 |  　　据　置　・　血管内放射線治療　・　吸収補正線源 |
|  　製作者名 |  |
| 型式（高電圧発生装置型名） |  　 　(平成　　年　　月製造) |
|  装備する放射性同位元素の種類 |  |
|  装備する放射性同位元素の数量 |  　　　　　　　　　　　　　 　　　　 Ｂｑ |

　注）診療用放射線照射装置に関する事項は型式毎に作成すること

|  |
| --- |
|  診療用放射線照射装置を使用するための施設の概要 |
|  診療用放射線照射器具使用室 |  有（部屋数 　　　）・　無 |
|  貯　蔵　施　設 |  貯　　蔵　　室 |  有（部屋数 　　　）・　無 |
|  貯　　蔵　　箱 |  有（箱数　　 　　）・　無 |
|  放射線治療病室 |  有（部屋数 　　　）・　無 |
| 診療用放射線照射装置を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者を放射線治療病室に収容しない場合 |  有　　　　 ・ 　　　　無 注）有りの場合、防護措置、汚染防止 　 措置等を別紙で添付すること |
|  運搬容器 | 有（数　 　　　　）・　無 |
|
|

|  |
| --- |
| 診療用放射線照射装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  放射線源容器の空気カーマ率 （７０μＧｙ／毎時ａｔ1ｍ） | こえる　　　・　　　こえない |
| 二次電子濾過板 | 有 　・　 無 |
| 照射口開閉用遠隔装置 | 有 　・ 　 無 |
| 操　　　　 　　　作　 　　　　　　室 | 有 　・ 　 無 |
| 患 者 監 視 モ ニ タ | 有 　・ 　 無 |
| エックス線装置（ｼﾐｭﾚｰﾀｰ）の併設 | 有 　・ 　 無 |

|  |
| --- |
| 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  使用室の名称 |  |
|  建築物の主要構造部の等の設備 | 耐火構造・不燃材料・その他( 　) |
|  画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 | 有　　　 ・ 　　　無 |
|  使用時間の記帳の必要 | 有　　　 ・ 無 |
|  人が常時出入りする出入口の数 |  箇所 |
|  インターロック装置 | 有　　　 ・ 無 |
|  放射線発生時の自動表示 | 有　　　 ・　 　　無 |
|  使用室の標識 | 有　　　 ・ 無 |
|  放射線障害の防止に必要な 注意事項の掲示 | 患　 　者　 　用 | 有　　　 ・ 無 |
| 従　 事　 者　 用 | 有　　　 ・ 無 |
| 移動型透視用エックス線装置の使用 | 有　　　 ・ 無 |

|  |
| --- |
| 貯蔵施設・運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 |
|  貯蔵の方法 |  貯蔵室　　・　　貯蔵箱注）貯蔵箱のみにより貯蔵する場合は、当該箱を設置する部屋を貯蔵室と置きかえて記入すること。 |
|  人が常時出入りする出入口の数 |  箇所 |
|  貯蔵施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 |  有　　　　・　　　　無 |
|  貯蔵室の主要構造部の耐火性 |  有　　　　・　　　　無 |
|  室の開口部の防火戸 |  有　　　　・　　　　無 |
|  貯蔵室で防火戸がない場合、耐火性の構造の容器 |  （　　有　　・　　無　　） |
|  貯蔵箱の耐火性 |  有　　　　・　　　　無 |
| 照射装置を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合 |  （　　有　　・　　無　　） |
| 扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備 |  有（かぎ、その他　　　　）・無 |
| 貯蔵施設の標識 |  有　　　　・　　　　無 |
| 貯蔵容器、運搬容器の有無 |  貯蔵容器 |  運搬容器 |
| 有　・　無 | 有　・　無 |
| 照射装置を貯蔵した貯蔵箱等の扉、ふた等を開放した場合の1mにおける実効線量率が100μSv/時以下となる措置 | 有　・　無 |  |
| 貯蔵時に貯蔵容器から１ｍにおける実効線量率が100μSv /時以下となるような措置 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 貯蔵容器・運搬容器の標識 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 貯蔵・運搬物の表示 | 種　　　　　　類 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 数　　　　　　量 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 放射線障害防止の必要な注意事項の掲示 | 患　 　者　 　用 | 有　　　　・　　　　無 |
| 従　 事　 者　 用 | 有　　　　・　　　　無 |

|  |
| --- |
| 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  治療病室の名称 |  |
|  画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 |  有　　　 ・ 　　　無 |
|  人が常時出入りする出入口の数 |  箇所 |
|  内装材および平滑の有無 | 壁　内　装　材（平滑の有無） | （　　有　　・　　無　　） |
| 床　内　装　材（平滑の有無） | （　　有　　・　　無　　） |
|  天　　　　　井 |  |
|  扉 |  |
| 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況 | 有　　　 ・ 無 |
| 耐　浸　食　性　、　耐　浸　透　性 | 有　　　 ・ 無 |
| 治療病室の標識 | 有　　　 ・ 無 |
| 治療を受けている患者への標示 | 有　　　 ・ 無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 患　 　者　 　用 | 有　　　 ・ 無 |
| 従　 事　 者　 用 | 有　　　 ・ 無 |

|  |
| --- |
| 診療用放射線照射装置の使用施設等の放射線障害防止に関する予防措置の概要 |
| 管理区域 |  管理区域を設ける場所 |  別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有　　　　・　　　　無 |
|  立入制限措置 | 有(扉、さく、その他　 　　)・無 |
|  管理区域の標識 | 有　　　　・　　　　無 |
| 敷地内及びに敷地の境界おける実効線量が250μSv/3月以下となる措置 | 有　　　　・　　　　無 |
| 入院患者（放射線治療患者を除く）の被ばくの実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有　　　　・　　　　無 |
|  従事者の被ばく防止用器具 |  有 防護エプロン その他（　　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
| 個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性 | 有　　　　・　　　　無 |
| 入手、使用又は廃棄にかかる帳簿 | 有　　　 ・　　　　無 |
|  使用の場所の制限（該当する使用事項があればチェックすること） ・業務内容□　使用室内でのエックス線装置の使用□　使用室内での移動型透視用エックス線装置の使用□　使用室内での診療用放射線照射器具の使用□　特別の理由によりエックス線診療室で使用□　特別の理由により診療用放射性同位元素使用室で使用□　特別の理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用 ・防護措置の概要 |

放　様式５

**診療用放射線照射器具備付届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　 　　　　　　管理者名

　医療法第１５条第３項の規定により備えようとする診療用放射線照射器具について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX (　　) |
|  予定使用開始年月日 |  令和　　 年 　　月 　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
|  　放射線診療従事者の被ばく測定器の名称 |  ガラスバッチ（胸腹部用、頭部頚 部用）・ガラスリング 有 ポケット線量計 無 ＴＬＤ その他（　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線量測定線量計 　(当該装置の放射線量の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定) |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

【添付書類】添付されている書類について、□をチェックすること。

□　1.病院・診療所の全体図

□　2.管理区域隣接部の平面図（上下階を含む）及び詳細図

　　　管理区域の標識の位置を明示すること。

　　　使用室・貯蔵室等の標識、使用中の表示、注意事項の掲示する位置を明示すること。

□　3.遮蔽計算書

　　　管理区域、敷地の境界、入院患者の防護、貯蔵施設、貯蔵容器、貯蔵箱、運搬容器、

　　　治療病室等の遮蔽計算（不必要なものは除く）

□　4.原子力規制委員会への許可申請書（写し）（平成15年7月15日付け文部科学省告示第128号の器具を除く）及び放射線障害予防規定

□　5.放射線障害の防止に関する病院内機構（責任者氏名を含む）及び放射線障害防止の院内規程

□　6.事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網

□　7.ＲＩの入手、使用、廃棄にかかる帳簿の様式

□　8.使用測定器の校正証明書（写し）

|  |
| --- |
|  放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴 |
| 職　　　　　種 | 氏　　　名　　(生年月日) | 経　　　　　　　　　　　　歴 |
|  |  |  |

注）　経歴の欄は、放射線診療に従事するすべての医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師について免許の種類、取得年月日、免許証の番号を記入する。

　　（第１種放射線取扱主任者、放射線管理士を取得している場合はその旨を記載すること）

|  |
| --- |
|  診　療　用　放　射　線　照　射　器　具　に　関　す　る　事　項 |
|  装備する放射性同位元素の種類 |  |  |  |
|  放射性同位元素の物理的半減期 |  |  |  |
|  型　　　　　　　　　　　　　式 |  |  |  |
| 装備する放射性同位元素の１個あたりの数量（Ｂｑ） |  |  |  |
|  個　　　　　　　　　　　　　数 |  |  |  |
| 合計数量（Ｂｑ） |  |  |  |
| 物理的半減期30日以下のもの | 年間使用予定数量 |  |  |  |
| １日の最大使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |
| 最大貯蔵予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |

|  |
| --- |
| 診療用放射線照射器具を使用するための施設の概要 |
| 診療用放射線照射器具使用室 | 有（部屋数 　　　）・　無 |
| 貯　蔵　施　設 | 貯　　蔵　　室 | 有（部屋数 　　　）・　無 |
| 貯　　蔵　　箱 | 有（箱数　　 　　）・　無 |
| 放射線治療病室 | 有（部屋数 　　　）・　無 |
| 診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者を放射線治療病室に収容しない場合 | 有　　　　 ・ 　　　　無注）有りの場合、防護措置、汚染防止措置等を別紙で添付すること |
| 運搬容器 | 有（数　 　　　　）・　無 |

|  |
| --- |
|  診療用放射線照射器具使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  使用室の名称 |  |
|  画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 |  有　　　 ・ 　　　無 |
|  使用時間の記帳の必要 |  有　　　 ・ 無 |
|  人が常時出入りする出入口の数 |  箇所 |
|  使用室の標識 |  有　　　 ・ 無 |
|  放射線障害の防止に必要な 注意事項の掲示 |  患　 　者　 　用 |  有　　　 ・ 無 |
|  従　 事　 者　 用 |  有　　　 ・ 無 |
| 移動型透視用エックス線装置の使用 |  有　　　 ・ 無 |

|  |
| --- |
|  貯蔵施設・運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 |
|  貯蔵の方法 |  貯蔵室　　・　　貯蔵箱注）貯蔵箱のみにより貯蔵する場合は、当該箱を設置する部屋を貯蔵室と置きかえて記入すること。 |
|  人が常時出入りする出入口の数 |  箇所 |
|  貯蔵施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 | 有　　　　・　　　　無 |
|  貯蔵室の主要構造部の耐火性 | 有　　　　・　　　　無 |
|  室の開口部の防火戸 | 有　　　　・　　　　無 |
|  貯蔵室で防火戸がない場合、耐火性の構造の容器 | （　　有　　・　　無　　） |
|  貯蔵箱の耐火性 | 有　　　　・　　　　無 |
|  照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合 | （　　有　　・　　無　　） |
|  扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備 | 有（かぎ、その他　　　）・無 |
|  貯蔵施設の標識 | 有　　　　・　　　　無 |
| 貯蔵容器、運搬容器の有無 | 貯蔵容器 | 運搬容器 |
| 有　・　無 | 有　・　無 |
| 照射器具を貯蔵した貯蔵箱等の扉、ふた等を開放した場合の1mにおける実効線量率が100μSv/時以下となる措置 | 有　・　無 |  |
| 貯蔵時に貯蔵容器から１ｍにおける実効線量率が100μSv/時以下となるような措置 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  貯蔵容器・運搬容器の標識 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 貯蔵・運搬物の表示 |  種　　　　　　類 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  数　　　　　　量 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 |  患　 　者　 　用 | 有　　　　・　　　　無 |
|  従 　事　 者　 用 | 有　　　　・　　　　無 |

|  |
| --- |
|  放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
| 治療病室の名称 |  |
| 画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 | 有　　　 ・ 　　　無 |
| 人が常時出入りする出入口の数 | 　　　　　　　　箇所 |
| 内装材および平滑の有無 | 壁　内　装　材（平滑の有無） | （　　有　　・　　無　　） |
| 床　内　装　材（平滑の有無） | （　　有　　・　　無　　） |
| 天　　　　　井 |  |
| 扉 |  |
| 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況 | 有　　　 ・ 無 |
| 耐　浸　食　性　、　耐　浸　透　性 | 有　　　 ・ 無 |
| 治療病室の標識 | 有　　　 ・ 無 |
| 治療を受けている患者への標示 | 有　　　 ・ 無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 患　 　者　 　用 | 有　　　 ・ 無 |
| 従　 事　 者　 用 | 有　　　 ・ 無 |

|  |
| --- |
|  診療用放射線照射器具の使用施設等の放射線障害防止に関する予防措置の概要 |
| 管理区域 |  管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有　　　　・　　　　無 |
|  立入制限措置 | 有(扉、さく、その他　　　)・無 |
|  管理区域の標識 | 有　　　　・　　　　無 |
| 敷地内及びに敷地の境界おける実効線量が250μSv/3月以下となる措置 | 有　　　　・　　　　無 |
|  入院患者（放射線治療患者を除く）の被ばくの実効線量 が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有　　　　・　　　　無 |
|  従事者の被ばく防止用器具 |  有 防護エプロン その他（　　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
| 個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性 | 有　　　　・　　　　無 |
| 入手、使用又は廃棄にかかる帳簿 | 有　　 　 ・ 　　　無 |
|  使用の場所の制限（該当する使用事項があればチェックすること） ・業務内容□　使用室内でのエックス線装置の使用□　使用室内での移動型エックス線装置の使用□　特別の理由によりエックス線診療室で使用□　特別の理由により診療用放射線照射装置使用室で使用□　特別の理由により診療用放射性同位元素使用室で使用□　特別の理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用□　手術室で一時的に使用□　移動させることが困難な患者に対し、放射線治療病室で使用□　ＩＣＵで一時的に使用□　ＣＣＵで一時的に使用 ・防護措置の概要 |

放　様式６

**放射性同位元素装備診療機器備付届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　　　　　　 　管理者名

　医療法第１５条第３項の規定により備えようとする放射性同位元素装備診療機器について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX （　　） |
| 予定使用開始年月日 | 令和　　 年 　　月 　　日 | 台　数 | 　　　　台 |

|  |  |
| --- | --- |
|  　放射線診療従事者の被ばく測定器の名称 |  ガラスバッチ（胸腹部用、頭部頚 部用）・ガラスリング 有 ポケット線量計 無 ＴＬＤ その他（　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| 放射線量測定線量計(当該装置の放射線量の測定) | 種類・名称有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| 放射線測定器又は用具(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定) | 種類・名称有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

【添付書類】 添付されている書類について、□をチェックすること。

□ 1.病院・診療所の全体図

□ 2.管理区域及び使用室の詳細図（平面図、立面図）

管理区域の標識、使用室の標識、使用中の表示、注意事項の掲示する位置を明示すること。

□　3.遮蔽計算書

 　 機器及び使用室等

□　4.原子力規制委員会への許可申請書（写し）及び放射線障害予防規程

□　5.使用測定器の校正証明書（写し）

|  |
| --- |
|  放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴 |
| 職　　　　　種 | 氏　　　名　　(生年月日) | 経　　　　　　　　　　　　歴 |
|  |  |  |

注）　経歴の欄は、放射線診療に従事するすべての医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師について免許の種類、免許取得年月日、免許証の番号を記入すること。

|  |
| --- |
|  放射線同位元素装備診療機器に関する事項 |
| 機器の種類 |  |  |
| 製作者名 |  |  |
| 型式（製造年月） |  （　　　年　月） |  （　　　年　月） |
| 装備する放射性同位元素の種類 |  |  |
| 装備する放射性同位元素の数量 |  （Ｂｑ） |  （Ｂｑ） |

（注）機器の種類には、骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクター別を記入する

|  |
| --- |
| 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要 |
| 室　　　　　　　　　　　　名 |  |
| 建築物の主要構造部等の設備 | 耐火構造・不燃材料・その他（ 　　） |
| 出入口のかぎ・器具類等の閉鎖設備 | 有 ・　　　　無 |
| 間仕切り及びその他の適切な予防措置 | 有 ・　　　　無 |
| 使用室の標識 | 有 ・　　　　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 患　　　　者　　　　用 | 有 ・　　　　無 |
| 従事者用 | 有 ・　　　　無 |
| 管理区域 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 管理区域の標識 | 有 ・　　　　無 |
| 立入制限措置 | 有　　　 　・　　　　無 |
| 敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250μSv/3ヶ月以下となる措置 | 有　　　 　・　　　　無 |
| 入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量が1.3mSv/3ヶ月以下となる措置 | 有　　　 　・　　　　無 |
|  従事者の被ばく防止用器具 |  　　防護エプロン 　有　 その他 　　 無 |
|
|
|
|
|
|
| 個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性 | 有　　 　　・　　　　無 |

放　様式７

**診療用放射性同位元素備付届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　 　　　　　 　管理者名

 医療法第１５条第３項の規定により備えようとする診療用放射性同位元素について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
|  　予定使用開始年月日 |  　　　　　令和　　 年 　　月 　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
|  　放射線診療従事者の被ばく測定器の名称 |  ガラスバッチ（胸腹部用、頭部頚 有 部用）ガラスリング・ポケット線 無 量計ＴＬＤ その他（　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定) | 種類・名称有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射性同位元素の入手、使用、廃棄にかかる 　ベクレル単位での放射能測定器 |  種類・名称 有 無 |
|
|
|
|
|
|

【添付書類】添付されている書類について、□をチェックすること。

　□　1.病院又は診療所の全体図面

　□　2.管理区域隣接部の平面図(上下階を含む)

　　　　※管理区域及び標識の位置を明示すること。

　□　3.診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設の詳細図(平面図、立面図)

　　　　※使用室、貯蔵室等各室の標識、管理区域の標識、注意事項の掲示する位置を明示すること。

　□　3.給水、吸気及び排気、排水の経路図面

　□　4.遮蔽計算書

　　　　※管理区域、敷地の境界、使用室等

　□　5.放射線障害の防止に関する病院内機構（責任者氏名を含む）及び放射線障害防止の院内規程

　□　6.事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網

　□　7.ＲＩの入手、使用、廃棄に係る帳簿の様式

　□　8.各放射線測定器の動作特性等の判明する書類

　□　9. 医薬品医療機器等法第2条第16項に規定する治験の対象とされる薬物を使用する場合は、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する治験計画の届出の写し（届出機関の受領印があり、届出がなされたことが確認できること）又は治験の依頼をしようとする者と締結した医薬品の臨床試験に実施の基準に関する省令第13条の規定に基づく治験の契約の写し

□　10.使用測定器の校正証明書（写し）

|  |
| --- |
|  診療用放射性同位元素に関する事項 |
|  　　　　項　　　　　目 |  |
| 放射性同位元素の種類 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 放射性同位元素の形状 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 本年使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1日最大使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3月間最大使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1年最大使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 最大貯蔵予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |  |  |  |  |

注）使用予定核種の種類が多いときは、同様式で別紙を作成すること。

|  |
| --- |
| 放射線診療に従事する医師、歯科医師の氏名及び経歴 |
| 氏　　　名 | 生年月日 | 経　　　　　歴 |
|  |  |  |

注）経歴の欄は免許の種類、取得年月日、医師・歯科医師免許証（第１種放射線取扱主任者、放射線管理士を取得している場合をその旨を記載すること）の番号を記入する。

|  |
| --- |
| 診療用放射性同位元素を使用するための施設の概要 |
| 使用室 | 診療室（計測、測定室） | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
| 準備室 | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
| 汚染検査室（場所） | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
| 汚染除去室（場所） | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
| 更衣設備 | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
| 専用便所 | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
|  | 有　　　　　　　・　　　　　 無 |
|  | 有　　　　　　　・　　　　　 無 |
| 貯蔵施設 | 貯蔵室 | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
| 貯蔵箱 | 有（箱数　　　　　　 　）・　無 |
| 廃棄施設 | 排水設備 | 有　　　　　　　・　　　　　 無 |
| 排気設備 | 有　　　　　　　・　　　　　 無 |
| 保管廃棄設備 | 有　　　　　　　・　　　　　 無 |
| 焼却設備 | 有　　　　　　　・　　　　　 無 |
| 診療用放射性同位元素による治療 | 有　　　　　　　・　　　　　 無 |
| 放射線治療病室 | 有（数　　　　　　　 　）・　無 |
| 診療用放射性同位元素による治療を受けている患者を放射線治療病室に収容しない場合 | 有　　　　　　　・　　　　　 無注）有りの場合、防護措置、汚染防止措置等を別紙で添付すること |
| 運搬容器 | 有（数　　　　　　　 　）・　無 |

注）管理区域の部屋等の全てを記載すること。

|  |
| --- |
| 診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
| 主要構造部等は耐火構造又は不燃材料 | 耐火構造　　　・　　　不燃材料 |
| 画壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置 | 有　　　　　・　　　　無 |
| 診療室（計測、測定室）と準備室の区画 | 有　　　　　・　　　　無 |
| 使用室から外部への出入り口 | 　　　　　　　　　　箇所 |
| 用　　途 |  準　備　室 |  診　　療　　室 |
| 室名　事項 |  |  （１） |  （２） |
| 内装材及び平滑の有無 | 壁内装材（平滑の有無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） |
| 床内装材（平滑の有無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） |
| 天　　　　　　　井 |  |  |  |
| 扉 |  |  |  |
| 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 耐腐食性、耐浸透性 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 排気設備への連結 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 洗浄設備 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 洗浄設備の排水設備への連結 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| フード・グローブボックス等の設備 | 有　・　無 |  |  |
| 上記装置の排気設備への連結 | 有　・　無 |  |  |
| 使用室等の標識 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 患者用 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 従事者用 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

注）診療室、準備室が多数ある場合は、この様式で別紙を作成すること。

|  |
| --- |
|  診療用放射性同位元素使用室（付属室）の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  　画壁外側の実効線量が 　1mSv／週以下となる措置 |  　　　　　　　有　　　　・　　　　無 |
| 用　　　　　　途 | 汚染検査 | 汚染除去 | 専用便所 |
| 事項 　 室名 |  |  |  |
| 内装材及び平滑の有無 | 壁内装材（平滑の有無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） |
| 床内装材（平滑の有無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） |
| 天　　　　　　　井 |  |  |  |
| 扉 |  |  |  |
| 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 耐腐食性、耐浸透性 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 洗浄設備 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 洗浄設備の排水設備への連結 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 汚染除去用機材 |  | 有　・　無 |  |
| 更衣設備（室） | 有　　　　・　　　　無 |  |
| 汚染検査用放射線測定器 | 有 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・　無（種類・名称　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 汚染除去用器具類 | 名称・数 |
| 個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性 | 有　　 　　・　 　　　無 |

注）その他使用施設内で従事者等が立ち入る部屋等があれば同様式で別紙を作成する。

|  |
| --- |
| 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
| 治療病室名 |  |
| 画壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置 | 有　　　　　　・　　　　　無 |
| 汚染検査室（場所） | 有　　　　　　・　　　　　無 |
| 汚染除去室（場所） | 有　　　　　　・　　　　　無 |
| 更衣設備 | 有　　　　　　・　　　　　無 |
|  用途　　 　室名事項 | 治療病室 | 汚染検査室 | 汚染除去 | 専用便所 |
|  |  |  |  |
| 内装材及び平滑の有無 | 壁内装材（平滑の有無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） |
| 床内装材（平滑の有無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） |
| 天　　井 |  |  |  |  |
| 扉 |  |  |  |  |
| 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 耐腐食性、耐浸透性 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 洗浄設備 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 洗浄設備の排水設備への連結 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 汚染除去用機材 |  |  | 有　・　無 |  |
| 放射線治療病室の標識 | 有　・　無 |  |  |  |
| 治療を受けている患者への標示 | 有　・　無 |  |  |  |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 患者用 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 従事者用 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 汚染検査用放射線測定器 | 有　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・　無（種類・名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  　汚染除去用器具類 |  名称・数 |

|  |
| --- |
| 貯蔵施設・運搬容器の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  　貯蔵の方法 |  　　貯　蔵　室　・　貯　蔵　箱注）貯蔵箱のみにより貯蔵する場合は、当該箱を設置する部屋を貯蔵室とおきかえて記入すること |
|  　貯蔵施設の外側における実効線量が 　1mSv／週以下となる措置 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　貯蔵室の主要構造部の耐火性 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　人が常時出入りする出入口の数 |  　　　　　　　　　　　　　　　箇所 |
|  　室の開口部の防火戸 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　貯蔵箱の耐火性 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備 | 有（かぎ、その他　　　　）　・　無 |
|  　貯蔵施設の標識 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　貯蔵容器、運搬容器の有無 | 貯蔵容器 | 運搬容器 |
| 有　・　無 | 有　・　無 |
|  |  貯蔵時に貯蔵容器から１ｍにおける実効線量率が100μＳｖ毎時以下となるような措置 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　気密性 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　液体のこぼれにくい構造 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　耐浸透性 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　貯蔵容器の標識 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  貯蔵物の表示 |  　　種　　　　　　　　類 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　　数　　　　　　　　量 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 受け皿、吸水材その他汚染のひろがり防止の設備器具類 |  　有　　　　　　　　　　 ・　無（名称・数等　　　　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 |  　患者用 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　従事者用 | 有　　　　　・　　　　　無 |

|  |
| --- |
|  排水・排気施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
| 排水設備 |
|  　施設の外側における実効線量が 　1mSv／週以下となるような措置 |  |
|  　容量及び基数 |  貯　留　槽 |  希　釈　槽 |
|  　　　　　ｍ３×　　基  　　　　　ｍ３×　　基  |  　　　　 ｍ３×　　基  　　　　 ｍ３×　　基  |
|  　排水口において濃度限度 （第30条の26第1項）以下とする能力 |  有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排水監視設備 |  　　　有　　　　　　・　　　　　　無 　（種類・名称　　　　　　　　　　　　） |
|  　敷地の境界における濃度限度 | （第30条の26第1項）こえる・こえない |
|  　耐漏水性 | 有　　・　　無 | 有　　・　　無 |
|  　耐浸透性 | 有　　・　　無 | 有　　・　　無 |
|  　耐腐食性 | 有　　・　　無 | 有　　・　　無 |
|  　排液採取設備 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排液濃度測定構造 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排液流出調節設備 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排液処理槽の上部の開口部における 　ふた又は周囲の立ち入り制限措置 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  排水設備の標識 | 排水管 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 排液処理槽 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事 項の掲示 | 患者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 従事者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 排気設備 |
| 排気設備の有無 | 有　・　無（無い場合は理由書を添付） |
|  　施設の外側における実効線量が 　1mSv／週以下となるような措置 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排風機の能力及び基数 |  　　　　　　　　　　ｍ３／時間×　　　基 |
|  　フィルター |  　　種　　　　　　類 |  HEPAフィルター |  チャコールフィルター |  |
|  　　性　　　　　　能 |  　　　　 　　％ |  　　　 　 　％ |  　　 　　　％ |
|  　排気口において濃度限度 （第30条の26第1項）以下とする能力 |  有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排気監視設備 |  　　　　有　　　　　　・　　　　　　無 （種類・名称　　　　　　　　　　　　　　） |
|  　境界における濃度限度 | （第30条の26第1項）こえる・こえない |
|  　人が常時立ち入る場所における濃度限度 　（第30条の26第2項）以下とする能力 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　気密性 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　耐腐食性 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　空気のひろがりを防止する措置 | 有（ダンパー・その他　　　　　）　・　無 |
|  排気設備の標識 | 排気浄化装置 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 排気管 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 排気口 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 | 患者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 従事者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |

|  |
| --- |
| 保管廃棄設備 |
|  　　　室　　　　　　　　　　　　　　　　　　名 |  |
|  施設の外側における実効線量が1mSv／週以下となるような措置 | 有　　　・　　　無 |
|  　　　閉鎖設備 | 有　　　・　　　無（扉・かぎ・その他　　　　　） |
|  　　　保管廃棄容器 | 有　　　・　　　無 |
|  |  　　　耐火性 | 有　　　・　　　無 |
|  　　　気密性 | 有　　　・　　　無 |
|  　　　耐浸透性 | 有　　　・　　　無 |
|  　　　液体のこぼれにくい措置 | 有　　　・　　　無 |
|  　　　保管廃棄容器の標識 | 有　　　・　　　無 |
|  　　　保管廃棄設備の標識 | 有　　　・　　　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 |  　　患者用 | 有　　　・　　　無 |
|  　　従事者用 | 有　　　・　　　無 |
| 焼却設備 |
| 施設の外側における実効線量が1mSv／週以下となるような措置 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  焼 却 炉 | 気密性 | 有　　　　　・　　　　　無 |
| 灰の飛散防止構造 | 有　　　　　・　　　　　無 |
| 排気設備への連結 | 有　　　　　・　　　　　無 |
| 搬出口と廃棄作業室の連結 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  廃 棄 作 業 室 及 び 汚 染 検 査 室 |  | 廃棄作業室 | 汚染検査室 |
|  内装材及び 平滑の有無 | 壁内装材（平滑の有無） | （有　　・　　無） | （有　　・　　無） |
| 床内装材（平滑の有無） | （有　　・　　無） | （有　　・　　無） |
| 天　　　　　　　井 |  |  |
| 扉 |  |  |
| 焼却炉との連結部分（平滑の有無） | （有　　・　　無） |  |
| 突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまの状況 | 適　　　　　　　・　　　　　　不適 |
| 耐腐食性、耐浸透性 | 有　　　　　　　・　　　　　　無 |
| ﾌｰﾄﾞ、ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ等の設備 | 有　　　・　　　無 |  |
| 上記装置の排気設備への連結 | 有　　　・　　　無 |  |
| 更衣設備 |  | 有　　　・　　　無 |
| 洗浄設備 |  | 有　　　・　　　無 |
| 上記設備の排水設備への連結 |  | 有　　　・　　　無 |
| 汚染検査の放射線測定器 |  | 有　　　・　　　無 種類、形式等 |
| 汚染の除去に必要な機材 |  | 有　　　・　　　無 種類、個数等 |
| 室の標識 | 有　　　・　　　無 | 有　　　・　　　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 |  　患者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　従事者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |

|  |
| --- |
| 診療用放射性同位元素の使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等の放射線障害防止に関する予防措置の概要 |
|  管 理 区 域 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 管理区域の標識 | 有 ・　　　　無 |
| 立入制限措置 | 有　　　 　・　　　　無 |
| 敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250μSv/3ヶ月以下となる措置 | 有 　 ・　　　　無 |
| 入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量が1.3mSv/3ヶ月以下となる措置 | 有 　 ・　　　　無 |
|  取扱者の遵守事項 | 作業衣等の着用及び退出制限 | 有 　 ・　　　　無 |
| 表面密度限度を超えている汚染物の持ち出し | 有 　 ・　　　　無 |
| 汚染物の管理区域からの持ち出し | 有 　 ・　　　　無 |
| 治療を受けている患者への標示 | 有 　 ・　　　　無 |
|  放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所で の飲食、喫煙の禁止 | 有 　 ・　　　　無 |
| 従事者の被ばく防止器具 |  鉛手袋 有 防護眼鏡 無 その他 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| 入手、使用、排気に係る帳簿 |  　　　有 　 ・　　　　無 （保管場所　　　 　　　　　） |
|  使用の場所の制限（該当する使用事項があればチェックすること） 業務内容□　手術室での一時的使用□　移動させることが困難な患者に対して放射線治療病室にて使用□　集中強化治療室又は心疾患強化治療室における一時的な使用□　特別な理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用□　使用室内でのエックス線装置の使用□　使用室内での放射線照射装置の使用□　使用室内での放射線照射器具の使用 防護措置の概要 |

放　様式８

**陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　 　　　　　　管理者名

 医療法第15条第3項の規定により備えようとする陽電子断層撮影診療用放射性同位元素について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
| 　予定使用開始年月日 |  　　　　　令和　　 年 　　月 　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
|  　放射線診療従事者の被ばく測定器の名称 |  ガラスバッチ（胸腹部用、頭部頚 有 部用）ガラスリング・ポケット線 無 量計ＴＬＤ その他（　　　　　　　　　） |
|
|
|
|
|
|
|
|
|  　放射線測定器又は用具(放射線障害が発生するおそれのある場所の測定) |  種類・名称有 無 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用、廃棄にかかるベクレル単位での放射能測定器 |  種類・名称有　　　　　　　　　　 　　　　　　　無 |
|
|
|
|
|
|

【添付書類】添付されている書類について、□をチェックすること。

　□　1.病院又は診療所の全体図面

　□　2.管理区域隣接部の平面図(上下階を含む)

　　　　※管理区域及び標識の位置を明示すること。

　□　3.陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設の詳細図(平面図、立面図)

　　　　※使用室、貯蔵室等各室の標識、管理区域の標識、注意事項の掲示する位置を明示すること。

　□　4.給水、吸気及び排気、排水の経路図面

　□　5.遮蔽計算書

　　　　※管理区域、敷地の境界、使用室等

　□　6.放射線障害の防止に関する病院内機構（安全管理者氏名を含む）及び放射線障害防止の院内規程

　□　7.事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網

　□　8.ＲＩの入手、使用、廃棄に係る帳簿の様式

□　9.各放射線測定器の動作特性等の判明する書類

□ 10.従事する医師、歯科医師及び診療放射線技師の陽電子撮影断層撮影診療に関する所定の研修の修了証等

　□ 11.医薬品医療機器等法第2条第16項に規定する治験の対象とされる薬物を使用する場合は、医薬品医療機器等法第80条の2第2項に規定する治験計画の届出の写し（届出機関の受領印があり、届出がなされたことが確認できること）又は治験の依頼をしようとする者と締結した医薬品の臨床試験に実施の基準に関する省令第13条の規定に基づく治験の契約の写し

□ 12.使用測定器の校正証明書（写し）

|  |
| --- |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項 |
|  項目 |  |
|  　放射性同位元素の種類 |  |  |  |  |
|  　放射性同位元素の形状 |  |  |  |  |
|  　本年使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |
|  　1日最大使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |
|  　3月間最大使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |
|  　1年最大使用予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |
|  　最大貯蔵予定数量（Ｂｑ） |  |  |  |  |

注）使用予定核種の種類が多いときは、同様式で別紙を作成すること。

|  |
| --- |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用するための施設の概要 |
|  　使用室 |  　診療室（撮影室、投与する部屋） | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
| 　 患者待機室 | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
|  　準備室（投与可能にする部屋） | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
|  　準備室（ｻｲｸﾛﾄﾝ生成物の小分等） | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
|  　汚染検査室（場所） | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
|  　汚染除去室（場所） | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
|  　更衣設備 | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
|  　専用便所 | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
| 陽電子放射断層撮影を操作する場所の区画 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  貯蔵施設 |  　貯蔵室 | 有（部屋数　　　　　 　）・　無 |
|  　貯蔵箱 | 有（箱数　　　　　　 　）・　無 |
|  廃棄施設 |  　排水設備 | 有　　　　　　・ 　　　　　 無 |
|  　排気設備 | 有　　　　　　・ 　　　　　 無 |
|  　保管廃棄設備 | 有　　　　　　・ 　　　　　 無 |
|  　焼却設備 | 有　　　　　　・ 　　　　　 無 |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による治療 | 有　　　　　　・ 　　　　　 無 |
|  　放射線治療病室 | 有（数　　　　　　　 　）・　無 |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による治療を受けている患者を放射線治療病室に収容しない場合 | 有　　　　　　・ 　　　　　 無注）有りの場合、防護措置、汚染防止措置等を別紙で添付すること |
|  　運搬容器 | 有（数　　　　　　　 　）・　無 |

注）管理区域の部屋等の全てを記載すること。

|  |
| --- |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  主要構造部等の耐火構造又は不燃材料 | 耐火構造　　・　　不燃材料 |
|  画壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置 | 有　　　　　・　　　　無 |
|  診療室（撮影室）、準備室及び待機室の区画 | 有　　　　　・　　　　無 |
|  使用室から外部への出入り口 | 箇所　　 |
| 用　途 | 準 備 室 | 診　　療　　室 | 待 機 室 |
| 室　名　事　項 |  |  |  |  |  |
| 内装材及 び平滑の 有無 | 壁内装材（平滑の有無） | （有・無） | （有・無） | （有・無） | （有・無） | （有・無） |
| 床内装材（平滑の有無） | （有・無） | （有・無） | （有・無） | （有・無） | （有・無） |
|  　天　　　　　　　井 |  |  |  |  |  |
|  　　　　　扉 |  |  |  |  |  |
| 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
|  　耐腐食性、耐浸透性 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
|  　排気設備への連結 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
|  　洗浄設備 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
|  　洗浄設備の排水設備への連結 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| フード・グローブボックス等の設備 | 有・無 | 有・無 |  |  |  |
|  　上記装置の排気設備への連結 | 有・無 | 有・無 |  |  |  |
|  　使用室等の標識 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 放射線障害の防止に必要な注事項の掲示 |  患者用 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
|  従事者用 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

注）診療室、準備室が多数ある場合は、この様式で別紙を作成すること。

|  |
| --- |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室（付属室）の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  　画壁外側の実効線量が 　1mSv／週以下となる措置 |  　　　　　　　有　　　　・　　　　無 |
| 用　途 | 汚染検査 |  　　汚染除去 |  　　専用便所 |
|  　　　 室　名事　項 |  |  |  |
| 内装材及 び平滑の 有無 |  　壁内装材（平滑の有無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） |
|  　床内装材（平滑の有無） | （有　・　無） | （有　・　無） | （有　・　無） |
|  　天　　　　　　　井 |  |  |  |
|  　　　　　扉 |  |  |  |
| 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　耐腐食性、耐浸透性 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　洗浄設備 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　洗浄設備の排水設備への連結 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　汚染除去用機材 |  | 有　・　無 |  |
|  　更衣設備（室） | 有　　　　・　　　　無 |  |
|  　汚染検査用放射線測定器 | 有 ・　無種類・名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  　汚染除去用器具類 | 名称・数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  個人被ばく線量で不均等被ばく の可能性 | 有　　 　　・　 　　　無 |

注）その他使用施設内で従事者等が立ち入る部屋等があれば同様式で別紙を作成する。

|  |
| --- |
| 放射線治療病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  　治療病室名 |  |
| 画壁外側の実効線量が1mSv／週以下となる措置 | 有　　　　　　・　　　　　無 |
|  　汚染検査室（場所） | 有　　　　　　・　　　　　無 |
|  　汚染除去室（場所） | 有　　　　　　・　　　　　無 |
|  　更衣設備 | 有　　　　　　・　　　　　無 |
|  　用途 　　 　 室名事項 |  治療病室 |  汚染検査室 |  汚染除去 |  専用便所 |
|  |  |  |  |
| 内装材及び 平滑の有無 | 壁内装材（平滑の有無） | （有 ・ 無） | （有 ・ 無） | （有 ・ 無） | （有 ・ 無） |
| 床内装材（平滑の有無） | （有 ・ 無） | （有 ・ 無） | （有 ・ 無） | （有 ・ 無） |
|  　天　　井 |  |  |  |  |
|  　　扉 |  |  |  |  |
|  　突起物、くぼみ及び仕上材 　の目地等のすきまの状況 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　耐腐食性、耐浸透性 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　洗浄設備 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　洗浄設備の排水設備への連結 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　汚染除去用機材 |  |  | 有　・　無 |  |
|  　放射線治療病室の標識 | 有　・　無 |  |  |  |
|  治療を受けている患者への標示 | 有　・　無 |  |  |  |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項 の掲示 |  患者用 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  従事者用 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　汚染検査用放射線測定器 |  有　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・　無種類・名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  　汚染除去用器具類 |  名称・数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| 貯蔵施設・運搬容器の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  　貯蔵の方法 |  　　貯　蔵　室　・　貯　蔵　箱注）貯蔵箱のみにより貯蔵する場合は、当該箱を設置する部屋を貯蔵室とおきかえて記入すること |
| 貯蔵施設の外側における実効線量が 　1mSv／週以下となる措置 | 有　　　　　・　　　　　無 |
| 貯蔵室の主要構造部の耐火性 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　人が常時出入りする出入口の数 |  　　　　　　　　　　　　　　　箇所 |
|  　室の開口部の防火戸 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　貯蔵箱の耐火性 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備 | 有（かぎ、その他　　　　）　・　無 |
|  　貯蔵施設の標識 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　貯蔵容器、運搬容器の有無 | 貯蔵容器 | 運搬容器 |
| 有　・　無 | 有　・　無 |
|  | 貯蔵時に貯蔵容器から１ｍにおける実効線量率が100μＳｖ毎時以下となるような措置 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　気密性 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　液体のこぼれにくい構造 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　耐浸透性 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　貯蔵容器の標識 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  貯蔵物の表示 |  　　種　　　　　　　　類 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　　数　　　　　　　　量 | 有　・　無 | 有　・　無 |
|  　受け皿、吸水材その他汚染のひろがり防止の 　設備器具類 | 有 　　　・　　　　無名称・数等 |
|
|
|
|
|
|
|
|
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 |  　患者用 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　従事者用 | 有　　　　　・　　　　　無 |

|  |
| --- |
| 排水・排気施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
| 排水設備 |
|  　施設の外側における実効線量が 　1mSv／週以下となるような措置 |  |
|  　容量及び基数 | 貯　留　槽 | 希　釈　槽 |
|  　ｍ３×　　基 　 　ｍ３×　　基 |  　　　　 ｍ３×　　基 　　　　 ｍ３×　　基 |
|  　排水口において濃度限度 （規則第30条の26第1項）以下とする能力 |  有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排水監視設備 |  　　　有　　　　　　・　　　　　　無 　種類・名称（　　　　　　　　　　　　　　） |
|  　敷地の境界における濃度限度 | （第30条の26第1項）こえる・こえない |
|  　耐漏水性 | 有　　・　　無 | 有　　・　　無 |
|  　耐浸透性 | 有　　・　　無 | 有　　・　　無 |
|  　耐腐食性 | 有　　・　　無 | 有　　・　　無 |
|  　排液採取設備 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排液濃度測定構造 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排液流出調節設備 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排液処理槽の上部の開口部における 　ふた又は周囲の立ち入り制限措置 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  排水設備の標識 | 排水管 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 廃液処理槽 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 | 患者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 従事者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 排気設備 |
|  　排気設備の有無 | 有　・　無（無い場合は理由書を添付） |
|  　施設の外側における実効線量が 　1mSv／週以下となるような措置 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　排風機の能力及び基数 |  　　　　　　　　　　ｍ３／時間×　　　基 |
|  　フィルター |  　　種　　　　　　類 |  HEPAフィルター |  チャコールフィルター |  |
|  　　性　　　　　　能 |  　　　　　　％ |  　　　　　　％ |  　　　 　　％ |
| 排気口において濃度限度（規則第30条の26第1項）以下とする能力 |  有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 排気監視設備 |  　　　　有　　　　　　・　　　　　　無 種類・名称（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 境界における濃度限度 | （第30条の26第1項）こえる・こえない |
| 人が常時立ち入る場所における濃度限度（規則第30条の26第2項）以下とする能力 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 気密性 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 耐腐食性 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　空気のひろがりを防止する措置 | 有（ダンパー・その他　　　　　）　・　無 |
|  排気設備の標識 | 　排気浄化装置 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 　排気管 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 　排気口 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 | 　患者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 　従事者用 | 有　　　　　　・　　　　　　無 |
|  |
| 保管廃棄設備 |
| 室　　　　　　　　　　　　　　　　　　名 |  |
| 施設の外側における実効線量が1mSv／週以下となるような措置 | 有　　　・　　　無 |
| 閉鎖設備 | 有　　　・　　　無（扉・かぎ・その他　 　　　　） |
|  　　　保管廃棄容器 | 有　　　・　　　無 |
|  | 耐火性 | 有　　　・　　　無 |
| 気密性 | 有　　　・　　　無 |
| 耐浸透性 | 有　　　・　　　無 |
| 液体のこぼれにくい措置 | 有　　　・　　　無 |
| 保管廃棄容器の標識 | 有　　　・　　　無 |
|  　　　保管廃棄設備の標識 | 有　　　・　　　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 |  　　患者用 | 有　　　・　　　無 |
|  　　従事者用 | 有　　　・　　　無 |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の１日最大使用数量が下記の数量以下であるか否か炭素１１　　　１テラベクレル　　　窒素１３　　　１テラベクレル酸素１５　　　１テラベクレル　　　フッ素１８　　５テラベクレル | 以下である　・　超えている |
| 　上記の１日最大使用数量が以下である場合規則第３０条の１１第４項に規定による保管廃棄を行うか | 　　　行　　う　・　行わない |
| 焼却設備 |
|  　施設の外側における実効線量が 　1mSv／週以下となるような措置 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  焼 却 炉 |  　気密性 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　灰の飛散防止構造 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　排気設備への連結 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  　搬出口と廃棄作業室の連結 | 有　　　　　・　　　　　無 |
|  廃 棄 作 業 室 及 び 汚 染 検 査 室　　　 |  | 廃棄作業室 | 汚染検査室 |
| 内装材及び 平滑の有無 | 壁内装材（平滑の有無） | （　有　・　無　） | （　有　・　無　） |
| 床内装材（平滑の有無） | （　有　・　無　） | （　有　・　無　） |
| 天　　　　　　　井 |  |  |
| 扉 |  |  |
| 焼却炉との連結部分（平滑の有無） | 有　　・　　無 |  |
|  　突起物、くぼみ及び仕上げ材の目 　地等のすきまの状況 | 適　　　　　　　・　　　　　　不適 |
|  　耐腐食性、耐浸透性 | 有　　　　　　　・　　　　　　無 |
|  　ﾌｰﾄﾞ、ｸﾞﾛｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ等の設備 | 有　　　・　　　無 |  |
|  　上記装置の排気設備への連結 | 有　　　・　　　無 |  |
|  　更衣設備 |  | 有　　　・　　　無 |
|  　洗浄設備 |  | 有　　　・　　　無 |
|  　上記設備の排水設備への連結 |  | 有　　　・　　　無 |
|  　汚染検査の放射線測定器 |  | 有　　　・　　　無 種類、形式等 |
|  　汚染の除去に必要な機材 |  | 有　　　・　　　無 種類、個数等 |
|  　室の標識 |  　有　　　・　　　無 |  　有　　　・　　　無 |
| 放射線障害防止 に必要な注意事 項の掲示 | 患者用 |  　　　　有　　　　　　・　　　　　　無 |
| 従事者用 |  　　　　有　　　　　　・　　　　　　無 |

|  |
| --- |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等の放射線障害防止に関する予防措置の概要 |
|  管 理 区 域 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置 | 有 ・　　　　無 |
| 管理区域の標識 | 有 ・　　　　無 |
| 立入制限措置 | 有　　　 　・　　　　無 |
| 敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250μSv/3ヶ月以下となる措置 | 有 　 ・　　　　無 |
| 入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量が1.3mSv/3ヶ月以下となる措置 | 有 　 ・　　　　無 |
|  取扱者の遵守事項 | 作業衣等の着用及び退出制限 | 有 　 ・　　　　無 |
| 表面密度限度を超えている汚染物の持ち出し | 有 　 ・　　　　無 |
| 汚染物の管理区域からの持ち出し | 有 　 ・　　　　無 |
| 治療を受けている患者への標示 | 有 　 ・　　　　無 |
| 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食、喫煙の禁止 | 有 　 ・　　　　無 |
| 従事者の被ばく防止器具 |  鉛手袋 有 防護眼鏡 無 その他 |
|  　入手、使用、廃棄に係る帳簿 |  　　　有 　 ・　　　　無 （保管場所　　　　　　　　　　） |
|  使用の場所の制限（該当する使用事項があればチェックすること） 　業務内容□　使用室内での陽電子－ＣＴ複合装置の使用□　上記の陽電子－ＣＴ複合装置を用いて、陽電子断層撮影画像を得ることを目的とせずＣＴ撮影画像のみを得るためにＣＴ単独撮影の使用□　使用室内での陽電子－ＭＲＩ複合装置の使用□　上記の陽電子－ＭＲＩ複合装置を用いて、陽電子断層撮影画像を得ることを目的とせずＭＲＩ撮影画像のみを得るためにＭＲＩ単独撮影の使用□　使用室内での放射線照射装置の使用（吸収補正用線源に限る）□　使用室内での放射線照射器具の使用（吸収補正用線源に限る）□　使用室内での診療用放射性同位元素の使用□　患者への投与が準備室でおこなわれている□　陽電子－ＳＰＥＣＴ複合装置を使用（一部屋に複数の陽電子－ＳＰＥＣＴ複合装置が設置されていない）　□　医師が安全管理責任者である□　診療放射線技師が従事している 防護措置の概要 |

|  |
| --- |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名 |
| 職　　　　　種 | 氏　　　名　　(生年月日) | 経　　　　　　　歴 |
|  |  | 常勤・非常勤の別核医学診断の経験（核医学診断を始めた時期からの経歴） |

注）１　経歴欄には常勤、非常勤の別を記入すること。

２　経歴欄には核医学診断を始めた時期からの経歴（年月、施設名等）を記入すること。

３　添付書類５の放射線障害の防止に関する病院内機構（安全管理者氏名を含む）における安全管理者が含まれていること。

|  |
| --- |
| 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る放射線障害の防止に関する予防措置 |
| 安全管理に専ら従事する診療放射線技師の氏名（生年月日） | 経　　　　　　　　　　歴 |
|  | 常勤又は非常勤の別放射線安全管理の経歴 |
| 安全管理体制の委員会等の設置 | 有　　　　・　　　　　無 |

上記の医師、歯科医師及び診療放射線技師については、次の内容を含む講義又は実習等の研修を修了していること。

なお、研修を修了した旨を示す修了証に研修等の日程表を添付すること。

１ 陽電子撮影診療に係る施設の概要に関する事項

２ サイクロトロン装置の原理と安全管理に関する事項

３ ＦＤＧ製造を含めた陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の製造方法、精度管理及び安全管理に関する事項

４ 陽電子断層撮影診療の測定原理に関する事項

５ 陽電子放射断層撮影装置の性能点検と校正に関する事項

６ ＦＤＧ製剤を用いた陽電子断層撮影診療の臨床使用に関するガイドラインに関する事項

７ 放射線の完全管理、放射性同位元素の取扱い及び陽電子断層撮影診療に関わる医療従事者の被ばく管理に関する事項

８ 医療法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等放射線の安全管理に関する各種法令及び放射線の安全管理に係る関係府省庁の通知等に関する事項

放　様式９

**診療用放射線照射器具翌年使用届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　 　　　　　　管理者名

 医療法第15条第3項の規定により翌年使用する診療用放射性照射器具について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
|  翌 年 使 用 予 定 数 量 |  　型　式 |  |
|  　個　数 |  |
|  　種　類 |  |
|  　数　量 （Ｂｑ） |  |
|  本 年 使 用 予 定 数 量 |  　型　式 |  |
|  　個　数 |  |
|  　種　類 |  |
|  　数　量 （Ｂｑ） |  |
|  備 付 届 使 用 予 定 数 量 |  　型　式 |  |
|  　個　数 |  |
|  　種　類 |  |
|  　数　量 （Ｂｑ） |  |

注）１　「本年使用予定数量」については、概ね１月～１１月までの使用実績数量を基に算出すること。

 　２　「備付届使用予定数量」には、備付届又は直近の変更届に記載されている数量を記載すること。

 　３　本紙に記載しきれない場合は、別葉に記載のこと。

放　様式１０

**診療用放射性同位元素翌年使用届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　 　　　　　　管理者名

 医療法第15条第3項の規定により翌年使用する診療用放射性同位元素について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
|  放射性同位元素の種類 |  |
|  放射性同位元素の形状 |  |
|  １　翌 年 使 用 予 定 数 量 |  |
|  |  年 間 使 用 数 量 （Ｂｑ） |  |
|  ３月間最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  １日最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  最大貯蔵数量（Ｂｑ） |  |
|  ２　本 年 使 用 予 定 数 量 |  |
|  |  年 間 使 用 数 量 （Ｂｑ） |  |
|  ３月間最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  １日最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  最大貯蔵数量（Ｂｑ） |  |
|  ３　備付届使用予定数量 |  |
|  |  年 間 使 用 数 量 （Ｂｑ） |  |
|  ３月間最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  １日最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  最大貯蔵数量（Ｂｑ） |  |

注）１　「本年使用予定数量」については、概ね１月～１１月までの使用実績数量を基に算出すること。

　　２　「９９Ｍｏ－９９ｍＴｃ」はジェネレータ溶出核種である９９Ｍｏと９９ｍＴｃの数量を同一欄に別々に記入し、同位元素の種類欄に「９９Ｍｏ－９９ｍＴｃ」と記載すること。

３　「備付届使用予定数量」には、備付届又は直近の変更届に記載されている数量を記載すること。

なお、「備付届使用予定数量」の３月間最大使用数量については、平成１３年４月以降に備付又は変更があった施設のみ記載すること。

４　本紙に記載しきれない場合は、別葉に記載のこと。

放　様式１１

**陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　　　　　　 　管理者名

 医療法第15条第3項の規定により翌年使用する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
|  放射性同位元素の種類 |  |
|  放射性同位元素の形状 |  |
|  １　翌 年 使 用 予 定 数 量 |  |
|  |  年 間 使 用 数 量 （Ｂｑ） |  |
|  ３月間最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  １日最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  最大貯蔵数量（Ｂｑ） |  |
|  ２　本 年 使 用 予 定 数 量 |  |
|  |  年 間 使 用 数 量 （Ｂｑ） |  |
|  ３月間最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  １日最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  最大貯蔵数量（Ｂｑ） |  |
|  ３　備付届使用予定数量 |  |
|  |  年 間 使 用 数 量 （Ｂｑ） |  |
|  ３月間最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  １日最大使用数量（Ｂｑ） |  |
|  最大貯蔵数量（Ｂｑ） |  |

 注１）「本年使用予定数量」については、概ね１月～１１月までの使用実績数量を基に算出すること。

 ２）「備付届使用予定数量」には、備付届又は直近の変更届に記載されている数量を記載すること。

 なお、「備付届使用予定数量」の３月間最大使用数量については、平成１３年４月以降に備付又は変更があった施設のみ記載すること。

 ３）本紙に記載しきれない場合は、別葉に記載のこと。

放　様式1２

**廃　　止　　届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　　　　　 　管理者名

 医療法第１５条第３項の規定により備えた診療用エックス線装置等を廃止しましたので次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
|  　廃止年月日 |  　　　　　令和　　年　　月　　日 |
|  廃止の内容 |
|  １　診療用エックス線装置　　　　　　　　　５　診療用放射線照射器具 ２　診療用高エネルギー放射線発生装置　　　６　放射性同位元素装備診療機器 ３　診療用粒子線照射装置　　　　　　　　　７　診療用放射性同位元素　 　４　診療用放射線照射装置　　　　　　　　　８　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 |
|  廃止の理由 |
|  |
|  廃止後の措置 |
|  |

注）１　診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を廃止する場合は、この届と別に30日以内に廃止後の措置の概要を届出なければならない。

　　２　管理者（開設者）の死亡又は失踪の場合は、エックス線装置の廃止届は不要

放　様式１３

**診 療 用 放 射 性 同 位 元 素**

 **廃止後措置届**

**陽電子断層撮影診療用放射性同位元素**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　 　　　　 　　　　　　管理者名

 医療法第１５条第３項の規定により備えた診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位

元素を廃止後次のとおり措置しましたので届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
| 廃 止 年 月 日 |  　　　　令和　　年　　月　　日 |
|  廃止後の措置 |
|  １　放射性同位元素による汚染の除去の概要 |
|  ２　放射性同位元素によって汚染された物の譲渡、廃棄の概要 |

添付書類

　１　汚染除去後の測定結果（写し）

　２　廃棄物の譲渡等引取書（写し）

放　様式１４

**変　　　更　　　届**

令和　　年　　月　　日

兵庫県　　　県民局長　様

 　　　　　 　　　　 　管理者名

 医療法第１５条第３項の規定により備えた診療用エックス線装置等を変更しましたので次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　 　院又　は診 療 所 |  |  |
| 所 在 地 |  〒　　　－ TEL　　　　(　　) FAX ( ) |
| 変更（予定）年月日 | 令和　　 年　 　 月 　　日 |
|  変更の内容 |
|  １　診療用エックス線装置　　　　　　　　　５　診療用放射線照射器具 （則第24条の2第2号から第5号） 　 □（則第27条第1項第2号から第4号） □（則第24条第4号に該当する場合の 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第27条第1項第3号及び第4号） □（則第27条第2項第2号） ２　診療用高エネルギー放射線発生装置　　　６　放射性同位元素装備診療機器 （則第25条第2号から第5号） （則第27条の2第2号から第4号）□放射化物保管設備等の設置　　　※使用室等の図面を含む、防止法の　　　　許可を受けた資料を添付 ３　診療用粒子線照射装置　　　　　　　　　７　診療用放射性同位元素（則第25条の２に基づく　　　　　　　　　　 （則第28条第1項第3号から第5号）則第25条第2号から第5号）４　診療用放射線照射装置 ８　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 （則第26条第2号から第4号） （則第28条第1項第3号から第5号）  |
|  変更の理由 |
|  |

注）診療用放射線照射器具にかかる変更事項については、変更事項をチェックすること。

**変更を要する内容の詳細（参考）※医則条文抜粋**

１　診療用エックス線装置（則第24条の2第2号から第5号）

**二** 　エックス線装置の製作者名、型式及び台数

**三** 　エックス線高電圧発生装置の定格出力

**四** 　エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

**五** 　エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

２　診療用高エネルギー放射線発生装置（則第25条第2号から第5号）

**二** 　診療用高エネルギー放射線発生装置の製作者名、型式及び台数

**三** 　診療用高エネルギー放射線発生装置の定格出力

**四** 　診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

**五** 　診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

３　診療用粒子線照射装置（則第25条の2）

　**二** 　診療用粒子線照射装置の製作者名、型式及び台数

**三** 　診療用粒子線照射装置の定格出力

**四** 　診療用粒子線照射装置及び診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

**五** 　診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

４　診療用放射線照射装置（則第26条第2号から第4号）

**二** 　診療用放射線照射装置の製作者名、型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量

**三** 　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

**四** 　診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

５　診療用放射線照射器具

■（則第27条第1項第2号から第4号）

 **二** 診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて

表した数量

**三** 　診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

**四** 　診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

■（則第24条第4号に該当する場合の第27条第1項第3号及び第4号）

**三** 　診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

**四** 　診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

 ■（則第27条第2項第2号）

**二** 　ベクレル単位をもつて表した放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量及び一日の最大使用予定数量

６　放射性同位元素装備診療機器（則第27条の2第2号から第4号）

 **二** 　放射性同位元素装備診療機器の製作者名、型式及び台数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量

**三** 　放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

**四** 　放射線を人体に対して照射する放射性同位元素装備診療機器にあっては当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

７　診療用放射性同位元素（則第28条第1項第3号から第5号）

８　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（則第28条第1項第3号から第5号）

 **三** 　ベクレル単位をもつて表した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、一日の最大使用予定数量及び三月間の最大使用予定数量

**四** 　診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

**五** 　診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

※　特別措置病室を設置する場合

|  |
| --- |
| 特別措置病室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
| 特別措置病室の名称 |  |
| 画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置（遮へい物を設ける等） | 有　　　 ・ 　　　無　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　詳細図及び遮蔽計算書 |
| 人がみだりに立ち入らないようにするための注意事項の掲示 | 有　　　 ・ 　　　無 |
| 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面を覆う吸水性ポリエチレンシート等の準備 | 有　　　 ・ 無 |
| 汚染検査用放射線測定器 | 診療用放射線照射装置又は　診療用放射線照射器具により治療を受ける患者のみの場合は除く。 | 有　　　 ・ 無（種類・名称　　　　　　　　　　　　　） |
| 汚染除去用器材及び作業衣 | 有　　　 ・ 無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 患　　者　　用 | 有　　　 ・ 無 |
| 従　事　者　用 | 有　　　 ・ 無 |
| 特別措置病室の使用に係る記帳 | 有　　　 ・ 　　　無 |
| （注意事項）・一時的な管理区域の設定すること。・トイレが設置された個室であること。・出入口の付近に食事や薬剤等の受け渡し等に利用できるテーブル等を用意すること。・オムツや導尿カテーテル等を使用している投与患者においては、これらを病室内で適切に保管するための措置を講じること。・病室内で使用するスリッパ又は運動靴等を準備しておくこと。・患者の排尿は、簡易トイレ又は糞尿容器等により行うこと。　（医療法施行規則第３０条の１１第２号の規定による排水設備未連結の場合）（備考） |